

## SNSを活用した若年層に向けた防災啓発業務委託（質問及び回答）

質問1 申請書に記載する「住所」「商号」「代表者職氏名」等は参加する支店名で宜しいでしょうか。もしくは本店名の記載が必要でしょうか。

回答1 実際に企画提案コンペに参加し、契約等を行うであろう内容でご記載をお願いします。なお、支店又は営業所等の名前で参加する場合は、「企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）」の3. 添付書類に記載がありますとおり、参加資格確認申請時に「委任状（第2号様式）」の添付が必要となります。

質問2 1. 「SNSを活用した若年層に向けた防災啓発業務委託仕様書」の「5 業務の内容」に記載されている、

「※あくまで啓発活動の内容を検討するうえで、より注目度や関心度を高めるべき対象としてターゲット層を示すものであり、実際に啓発活動を実施する際に他の年代層が対象に含まれても問題はない。」

こちらの記載に関してですが、可能であれば10代後半～30代前半のみにターゲットを絞ることが理想なのか、または10代後半～30代前半を主なターゲットとしつつも、その他の年代にも啓発できることが理想かという、どちらのニュアンスが適当でしょうか？

回答2 可能であれば10代後半～30代前半のみにターゲットを絞れる方が理想ですが、啓発の内容によって明確に絞り切れないような場合があっても問題はないという趣旨です。

質問3 職員の方がSNSに配信する動画に出演いただくことは可能でしょうか。特に消防の方、もしくは防災課の方にご協力いただきたいです。

回答3 県職員がSNSに配信する動画に出演することは可能です。また、「三重県三重大学 みえ防災・減災センター」が育成する防災人材等が出演することも可能です。具体的な内容については、契約後に相談の上、決めさせていただきます。

質問4 「防災みえ.jp」HPや「みえ防災・減災アーカイブ」のコンテンツ活用は必須でしょうか。またいずれかを活用する場合でも問題ございませんでしょうか。

回答4 本事業の実施にあたって「防災みえ.jp」HPや「みえ防災・減災アーカイブ」のコンテンツ活用は必須ではありませんが、県としては、これら県が管理する既存コンテンツの更なる活用を図っていきたいという思いもありますので、可能な範囲で活用の検討をお願いします。

質問5 2. 「防災みえ.jp」や「みえ防災・減災アーカイブ」のコンテンツを活用するにあたって、コンテンツの権利は三重県様にある認識でよろしいでしょうか？

例えば、掲載されているコンテンツ（文章や写真やイラスト等）を流用して動画を制作する場合に権利的な問題が発生しないかの確認になります。

回答5 「防災みえ.jp」や「みえ防災・減災アーカイブ」に掲載されているコンテンツは、基本的に三重県に利用の権利があるものになります。

本業務委託の実施にあたって、これらのコンテンツを流用した動画作成など二次的な利用についても可能とさせていただきますが、利用にあたって他機関等と調整が必要な場合もございますので、個別に県と相談しながら進めていただく必要があります。

質問6 若年層に向けて防災コンテンツを発信する際、「防災みえ.jp」内の情報を参考元としコンテンツの内容作成するのは問題ございませんでしょうか。

回答6 コンテンツ作成のための二次利用をすることも可能とします。詳しくは回答5の内容をご確認ください。